



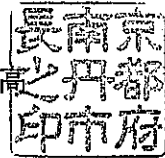
公 示 送 達 書

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、地方税法第20条の2及び南丹市税条例第18条の規定により、公示送達を行う。

ただし、書類は当市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者に対し、いつでも交付する。

令和8年6月12日

南丹市長 西村 好高



記

送達を受けるべき者の氏名	送達する書類名
小西 雄悟	令和8年度 軽自動車税 納税通知書
渡辺 まゆみ	令和8年度 軽自動車税 納税通知書
洲崎 寛文	令和8年度 軽自動車税 納税通知書
森井 淳	令和8年度 軽自動車税 納税通知書
合同会社 うつくしまネットサービス	令和8年度 軽自動車税 納税通知書
NGUYEN QUANG THANG	令和8年度 軽自動車税 納税通知書
注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます	